諮問庁：外務大臣
諮問日：令和８年８月１９日（令和８年（行情）諮問第１１３８号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行情）答申第７９８号）
事件名：ホルムズ海峡封鎖等関連擬問擬答の開示決定に関する件（文書の特定）

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の２に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和８年５月２２日付け情報公開第００９７９号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

文書の特定に誤りがある。

特定された文書は、請求対象文書の抜粋と思われるので、改めて対象文書を探索し発見に努めるべきである。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

処分庁は、令和８年３月２３日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書の開示請求に対し、１件の文書を特定し、開示とする決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、「文書の特定に誤りがある」として、令和８年５月２５日付けで審査請求を行った。

２　本件対象文書について

本件文書は、別紙の２に記載の１件である。

３　審査請求人の主張について

審査請求人は、「特定された文書は、請求対象文書の抜粋と思われるので、改めて対象文書を探索し発見に努めるべきである。」と主張している。

本開示請求書には、「ホルムズ海峡封鎖等関連擬問擬答問三」と記載さ

れた資料（以下「同資料」という）が添付されていたことから、本件対象文書は同資料を含む「ホルムズ海峡封鎖等関連擬問擬答」の全文であると解し、対象文書が綴られている可能性があるファイルを探索したところ、本開示請求書に添付されていた「想定問答（日米防衛協力に関する指針見直し：機雷除去）」を本文とし、「ホルムズ海峡封鎖等関連擬問擬答問三」を添付の参考資料に含む１文書を特定し、開示したが、その他の該当文書の存在は確認できなかった。

以上のことから、審査請求人の主張は当たらない。

４　結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年８月１９日　　諮問の受理

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受

③　同年１１月４日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の再特定を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

２　本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア　審査請求人による開示請求書には、特定開示請求番号に係る別件開示請求を受けて特定した文書の一部である、「ホルムズ海峡封鎖等関連擬問擬答問三」と記載された資料が添付されていたことから、本件請求文書は「ホルムズ海峡封鎖等関連擬問擬答」の全文であると解した。

イ　そのため、本件請求文書に該当する文書として、別件開示決定により特定した文書と同じ文書である「ホルムズ海峡封鎖等関連擬問擬答問三」と記載された資料を含む「想定問答（日米防衛協力に関する指針見直し：機雷除去）」を特定し、開示した。

ウ　本件対象文書には、機雷の敷設に関する国際法上の規則に係る想定問答が記載された本文の後ろに、その参考資料として、関連する既存の各種資料の抜粋が添付されている。審査請求人が本件開示請求書に

添付した「ホルムズ海峡封鎖等関連擬問擬答問三」もこうした資料のうちの一つである。よって、「ホルムズ海峡封鎖等関連擬問擬答」は、本件対象文書に記載された作成日付である平成９年８月２１日より前に作成されていたと考えられることから、本件開示請求時点で関係部局の行政文書ファイル管理簿に登録されていた行政文書ファイルのうち、同日以前に作成され、保存されていたファイルであって、かつ、「ホルムズ海峡封鎖等関連擬問擬答」の全文がつづられている可能性があると思われるものを探索したが、その存在を確認することができなかった。

エ　本件審査請求を受け、改めて上記ウと同様の探索を行ったが、「ホルムズ海峡封鎖等関連擬問擬答」の存在は確認できなかった。

（２）そこで検討するに、諮問庁が、本件開示請求文言の趣旨として、「ホルムズ海峡封鎖等関連擬問擬答」の全文の開示を求めるものと解したことは首肯できる。

諮問庁における上記（１）ウ及びエの２度にわたる文書探索の方法及び範囲は特に不十分とはいえず、関係部局が本件開示請求時点で保有しており、かつ、本件開示請求に関連し得る行政文書ファイルを探索したものの、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった旨の上記（１）の諮問庁の説明を覆すに足りる事情も見いだせないことから、外務省において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

３　本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑

別紙

１　本件請求文書
「ホルムズ海峡封鎖等関連擬問擬答。【裏面をご参照下さい】（原文ママ）

２　本件対象文書
想定問答（日米防衛協力に関する指針見直し：機雷除去）